

大川市議会第1回定例会会議録

平成31年3月22日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	馬	淵	清	博	10番	遠	藤	博	昭
2番	古	賀	寿	典	11番	水	落	常	志
3番	箴	島	か	おる	12番	吉	川	一	寿
4番	宮	崎	稔	子	13番	古	賀	龍	彦
5番	龍		誠	一	14番	川	野	栄	美子
6番	池	末	秀	夫	15番	永	島		守
7番	内	藤	栄	治	16番	平	木	一	朗
8番	福	永		寛	17番	岡		秀	昭
9番	石	橋	正	毫					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	倉	重	良	一
副	市	長	石	橋	徳	治
教	育	長	記	伊	哲	也
会	計	管	理	者		
(兼)	会	計	課	長	堤	稔彦
消		防	長	田	中	嘉親
人	事	秘	書	課	長	馬
					淵	嘉臣
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	古
						賀
						収

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 聖 佳
上 下 水 道 課 長	佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長	石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長	岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記	溝 上 希

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第19号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例を廃止する条例の制定について

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第19号、第20号)

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第1号 消防広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第1号 消防広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号 消防広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、消防組織の広域化により、本年4月1日をもって大川市消防本部が久留米広域消防本部に加入することに伴い、関係条例を一つの条例にまとめて整備を行おうとするものであります。

内容としては、大川市職員定数条例や大川市職員の給与に関する条例等11件の条例については、一部改正を行い、大川市火災予防条例等4件の条例については、廃止することとあります。

委員会では、整備条例第4条の大川市職員定数条例の条文中、法律の名称が「公益法人」から「公益的法人」に変更となっているが、その理由についてただしましたところ、平成20年の公益法人制度改革により「公益法人」とすると公益社団法人と公益財団法人に限られてしまうので、それ以外の一般社団法人、一般財団法人、独立法人等を含む上で、「公益的法人」に法律名が改正されている旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、整備条例において、平仮名を漢字表記に、大文字を小文字表記になど、幾つかの文言の整理が行われているが、その理由についてただしたところ、条例や規則等の作成においては一定のルールがあり、文言の表記方法として全国的に統一されたものがある。以前つくられた条例等については、現在との表記方法の違いもあり、今回のような改正を機会に文言の整理を行っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第2号 大川市総合計画条例の制定についての御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、平成32年度を始期とする本市の長期総合計画を策定するに当たり、計画の位置づけ及び策定方針を明確にし、本市の総合的なまちづくりの推進と透明性の高い市政運営及び市民生活の向上に資することを目的として、条例の制定を行おうとするものであります。

委員会では、大川市総合計画の策定に当たっては、議会側の意見も聴くということだが、いずれの時期を考えているのかただしましたところ、来月、大川市総合計画審議会に原案を提案する予定で、同時期に議会にも同じ資料を配付し意見を聴きたいと考えている。また、12月定例会前には大川市総合計画審議会での一定の審議内容を終える予定なので、その時期に議会への報告を考えている旨の答弁がなされたところであります。

また、委員からは、議会への意見集約に対しては口頭での集約ではなく、大川市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時でも行われたように、書類で意見提出を求めたら議員各位の考え方も把握でき、よりよい内容が提案されるのではないかとの意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第3号 公益法人等への大川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、公益的法人等へ派遣される職員の必要な事項について、所要の改正を行おうとするものであります。

内容としては、まず、根拠法であります「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の名称が「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改正されたこと。次に、職員を派遣できる団体については、法律の中で示されており、その業務が市の業務と密接な関係を有するもので、市がその施策の推進を図るため人的援助が必要であると認める場合に、取り決めに基づき再任用職員も含めて職員を派遣することができるように改正を行うものであります。

委員会では、公益的法人に派遣する場合は、本人の承諾なしに命令により派遣するのかただしましたところ、基本的には人事は命令であり、命令に従っていただくことが当然であります。その命令を出す前の段階で、派遣すべき人の能力や家庭の事情等を考慮し、職員が

抱えているいろんな事情を含んだ上で、派遣の決定をしていく旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 平成30年度大川市一般会計補正予算について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、職員の退職勧奨等に伴う退職手当50,860千円が計上されており、教育費には、国の補正予算を活用した小学校空調設備設置事業費59,600千円が計上されていますが、継続費を設定している統合中学校施設建設事業については、年割額の変更に伴い、212,241千円が減額されております。

以上により、今回の補正総額は、101,781千円の減額となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、繰入金及び市債をもって、充当並びに減額することとあります。

継続費の補正につきましては、統合中学校施設建設事業について、各年度の事業費に変更が生じたため、年割額の変更を行おうとするものであります。

繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めないものについて設定を行おうとするものであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行おうとするものであります。

委員会では、まず、2款1項1目一般管理費の退職手当の内容等についてただしましたところ、当初予算では定年退職者の5名分106,655千円を計上していたが、勧奨退職者2名、普通退職者2名の退職の申し出があったため、その不足分として50,860千円を計上している旨の答弁がなされたところであります。

さらに委員会では、退職者9名の男女の割合について説明を求めましたところ、男性が5名、女性が4名となっている旨の答弁をいただいたところでございます。

次に、10款2項3目学校建設費の空調設備設置工事費の事業内容についてただしましたところ、理科室、音楽室、家庭科室、図画工作室の4つの特別教室で、市内8小学校、計32教室分を予定している旨の答弁をいただいたところでございます。

さらに委員会では、当事業をもって市内8小学校全ての教室で空調設備の設置が完了するのかわかりましたところ、通常使用する教室については、ほぼ空調設備が整うこととなる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する消防に関する事務に大川市に係るものが追加されることに伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会から大川市が脱退し、当協議会規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第252条の6及び第252条の2の2第3項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴まことにありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

総務委員長報告は終わりました。

これから総務委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第1号 消防広域化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 大川市総合計画条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 公益法人等への大川市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成30年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 筑後地域消防通信指令事務協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第5号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、水落常志君。

○文教厚生委員長（水落常志君）（登壇）

皆様おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第5号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第5号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴い、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、本年4月から専門職大学が開校されることに伴い、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含むという文言を追加することとあります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正され、災害援護資金の貸付利率に関し、市町村の判断により条例で定めることが可能とされたこと等を踏まえ、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付利率、また、生活福祉資金の貸付利率、並びに近隣市の状況を勘案して、現3%を1.5%に引き下げることとあります。また、これまで年賦償還のみであったものに、半年賦償還、月賦償還を加えて、償還方法の選択肢を広げ、保証人を必須としていたものを、保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は有利子1.5%とする改正を行うこととあります。

委員会では、利子の部分について、市の負担があるのかただしたところ、激甚災害時の災害援護資金の貸し付けの場合は、利子補給制度が適用されるものと考えており、被災者の方については、実質無利子となるため、本人負担はなくなる。利子補給分については国県の負

担であり、市の負担はない旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、特に災害に関する部分については、単に過去の例に準ずるのではなく、どのようにするのが被災者にとって優しいことなのかを考え、被災者に寄り添った制度になるよう検討していただきたい旨の意見が開陳されたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものとしては、総務費68,852千円、保険給付費3,252,604千円、国民健康保険事業費納付金1,163,375千円などで、予算規模は4,541,000千円であります。

委員会では、2款2項1目一般被保険者高額療養費について、前年度より予算額が増加している理由についてただしたところ、被保険者数は年々減少している一方で、前期高齢者数は増加していること、また、診療報酬の改定についても、消費税増税に伴い、10月以降に初診料、再診料等が上がる予定であること等を見込んで予算計上している旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、6款1項2目疾病予防費のレセプト点検業務委託による効果についてただしたところ、平成29年度は約20,000千円の医療費の削減につながっており、今年度は約17,000千円の削減の見込みである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費14,567千円、後期高齢者医療広域連合納付金549,973千円などで、予算規模は567,000千円であります。

委員会では、1款2項1目徴収費について、前年度より予算額が減少している理由についてただしたところ、前年度はシステム改修業務委託料を計上していたが、システム改修が終了したため、その分の予算額が減少している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定3,944,000千円と介護サービス事業勘定26,000千円を合わせて、3,970,000千円であります。

まず、介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費113,958千円、保険給付費3,574,660千円、地域支援事業費251,798千円など、次に、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費21,627千円、居宅サービス事業費3,873千円などであります。

委員会では、介護保険事業勘定の1款1項1目一般管理費において、システム改修業務委託料の予算額が、前年度より約1,200千円増加している理由についてただしたところ、5月からの元号の変更及び介護報酬改定等により、システム改修が必要なため、予算額が増加している旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、介護保険事業勘定の5款3項1目包括的支援事業費において、生活支援体制整備事業委託料に関し、事業をどう評価し、どう事業に反映しているのかただしたところ、受託者である大川市社会福祉協議会から毎月提出していただく活動実績報告書を精査し、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターも含めて、定期的に話し合い、課題や今後の改善策等を検討している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 指定管理者の指定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、大川市老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定に際しては、公募が原則であるが、これまでの経過を踏まえ、施設の性格や設置目的、業務の特殊性や専門性などから、公募によることが適当ではないと考えられる。現在の指定管理者である社会福祉法人大川市社会福祉協議会においては、施設をオープンした昭和52年から受託者として適切な管理運営に努められており、利用者である高齢者との信頼関係を築かれ、また、利用者アンケートを実施し、利用者本位に立ったサービスが提

供されていること等から大川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第7号に該当するものとして、今回は公募を行わず、社会福祉法人大川市社会福祉協議会を指定管理者として指定することにしたとのことであります。

委員からは、今後は、審査に際して、指定管理候補者の選定の方針や判断基準等について、事前に、早い段階で議会へ報告していただきたい旨の意見が開陳されたところであります。

さらに委員からは、市議会議員は市民の代表者であり、費用対効果に関しては厳しい目で見ないといけないので、施設を有効活用して、利用者がふえるような努力をしていただきたい旨の意見が開陳されたところであります。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第5号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託され

ました議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の必須業務とされた農地利用の最適化業務に係る活動に対し、国が定める報酬の上乗せ支給を実施するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、活動に応じて年額上限72千円を報酬に上乗せ支給するということだが、その支給要件についてただしたところ、農地の集約化、遊休農地の発生防止や解消の活動、新規就農者の相談など、農地利用の最適化業務に係る活動記録を毎月報告してもらい、活動実績に応じて支給する旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、学校教育法の一部を改正する法律等の施行により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等を定めた水道法施行令及び関係省令が改正されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、専門職大学が新たに設立されることで、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学を卒業した者に相当することになるため、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件として、専門職大学の前期課程を修了した者を含む旨の文言を追加するものであります。

委員会では、まず、法改正の背景についてただしたところ、今後の成長分野を見据え、専門職業の人材育成として、新たな学校教育機関である専門職大学と専門職短期大学が制度化された旨の答弁がなされました。

次に、専門職大学の件数についてただしたところ、全国で認可されている専門職大学は2校、専門職短期大学は1校である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第13号 平成31年度大川市上水道事業会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は収入である水道事業収益804,714千円に対して、支出である水道事業費が764,021千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出287,562千円に対し、資本的収入は7,594千円で、資本的収支不足額の279,968千円は、当年度分損益勘定留保資金146,995千円、繰越利益剰余金処分額125,785千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,188千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、配水管整備事業の予定箇所についてただしたところ、道海島、中古賀、下青木、中木室、三丸、大野島地区6か所の老朽管布設替工事を、また一木、大野島地区2か所の道路改良工事に合わせた新設及び移設工事を予定している旨の答弁がなされました。

次に、漏水調査において、漏水は減っているのかただしたところ、調査をして漏水があればすぐに修繕しており、少しずつ減ってきている旨の答弁がなされました。

これに対し、漏水調査の方法についてただしたところ、基本的には音聴調査を行い、疑わしい箇所については、最終的にボーリング調査を行い、確認している旨の答弁がなされました。

さらに、老朽管更新工事の進捗状況についてただしたところ、水道管の耐用年数である40年を超えている老朽管は63キロメートルある中で、平成31年度は1.2キロメートルの工事を予定しており、年間約1.9%の更新を行っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 平成31年度大川市下水道事業会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、本年4月1日からの地方公営企業法の適用に伴い、これまでの下水道事業特別会計を廃止し、新たに地方公営企業法に基づく下水道事業会計を設置し、企業会計として予算編成を行ったとのことあります。

まず、本会計予算の第3条収益的収支は収入である下水道事業収益512,428千円に対し、支出である下水道事業費も512,428千円あります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出565,431千円に対し、資本的収入は366,094千円で、資本的収支不足額の199,337千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額14,012千円、引継金10,465千円、当年度分損益勘定留保資金174,860千円で補填すること
ことであります。

委員会では、まず、一般会計からの繰入金の額についてただしたところ、汚水、雨水に係
る費用を含めて、総額で316,411千円である旨の答弁がなされました。

次に、下水道築造工事の予定箇所についてただしたところ、今年度に引き続き、幡保地区
は、国道208号のイマダ輪業付近から幡保交差点を通り幡保東交差点付近までのほか、榎津、
小保、新田地区の工事を予定している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの
と決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、
御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者
の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成31年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成31年度大川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第9号 平成31年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は、予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第9号 平成31年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、税収の大きな伸びが期待できない中、社会保障関連費の増加や施設の老朽化対策等、課題が山積しており、また、本市の財政状況も大変厳しい状況にあることを踏まえ、財政規律に留意しつつ限られた財源の中で、引き続き、よりよい市民サービスを提供できるよう、重点化、効率化を徹底した予算に心がけた結果、一般会計の予算規模は18,850,000千円となり、前年度当初予算との対比では、9.8%の増となっているとのことであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げてまいります。

まず、2款1項1目一般管理費の区長等報酬、組長報酬に関し、高齢化の問題や仕事の関

係で区長、隣組長へのなり手が少ないと聞くが、市はこのことをどのように捉えているのかただしましたところ、区長、隣組長は地域づくりを構築していくためにはかなめとなる方で、地域の安全・安心や自主防災組織にもかかわってくる問題である。そのような意味でも地域づくりは大切であるということへの住民意識の醸成や向上を図っていききたい旨の答弁がなされました。

委員からは、区長報酬の引き上げや業務軽減のため市報配布回数を減らすなど、なり手不足に対する方策等について検討したことがあるのかただしましたところ、区長報酬の引き上げや業務量の軽減で解決するような問題ではないと考えており、このことは大川市だけの問題ではなく、全国的にも同じような問題が起こっている。配布だけなら業者に委託したほうが安いのではないかという感覚もあるが、一方ではお金に変えられない、人が人を見て、健康かどうかや問題なく生活されているかなど、日常生活や会話から集められる情報もたくさんある。区長、隣組長制度のあり方については、いろんな面も含め慎重な論議が必要となってくるので、内部で十分検討していききたい旨の答弁がなされました。

次に、2款1項7目企画費の大川の駅計画等策定業務委託料及び大川の駅推進協議会委員謝礼の内容についてただしましたところ、これまで3年近く、国県に対し大川の駅設置に関する要望を行ってきた結果、一定の理解をいただいたところであり、今後具体的に進めていくには本市の本気度を示すことが一番重要だと考えている。本計画をつくるには市職員だけでなく、市民、業界、社会教育団体等、いろんな方々を含めた15名程度の委員で構成される推進協議会を設置し、その中で道の駅、川の駅の基本計画をつくりたいと考えている。さらには、この基本計画をもって、本市の本気度を国県に示し、大川の駅の核となる施設についても、福岡県につくっていただきたいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、2款1項7目企画費の外国人留学生支援補助金の対象者と支援内容についてただしましたところ、昨年12月、外国人労働者の受け入れを拡大するため、出入国管理法が改正され、職種としては、外食系、建設業、介護系などの単純労働にも拡大されるが、本市においては、特に介護系の職種でふえてくるものと考えられる。ただし、その中には、日本語を話せない外国人も多いと見込まれ、市内の大学や専門学校などでは、日本語習得のための外国人留学生の受け入れも始まることから、本市としては市内に住み、大学や専門学校等へ通う外国人留学生に対して、生活の安定と学業への専念ができるように支援し、あわせて、転入による人口増加が見込めることから、補助金を新設したい旨の答弁がなされました。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の子育て支援総合施設設計等業務委託料に関し、予算の内訳についてただしましたところ、今年度に作成した基本設計に基づき、平成31年度は実施施設業務委託料に31,400千円と地盤調査委託料に5,400千円の予算を計上している旨の答弁がなされました。

委員からは、地盤調査の経費が高いようだが、どのような調査を予定しているのかただしましたところ、一般住宅の地盤調査とは異なり、公共施設であるので、2か所分のボーリング調査及び土質調査を予定している旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、子育て支援を目的とした新しい施設であるので、建物だけではなく内容が充実した施設となるよう現場の意見等を聴いているのかただしましたところ、施設の計画に当たっては、大学教授や子育て中の保護者の代表の方々等で構成される子育て支援総合施設整備計画策定委員会を立ち上げ、さまざまな意見をいただいております。今後、ソフト面についても、なるべく実現できるよう努めていきたい旨の答弁がなされました。

次に、4款1項2目予防費の予防接種業務委託料に関し、予防接種事業のうち、新規の事業の内容についてただしましたところ、まず、国が実施主体となる風しんの予防接種は、接種機会がなく抗体保有率が低いと言われている39歳から56歳の男性を対象に、抗体検査の結果、抗体保有率が低い場合は、公費で予防接種を受けることができ、市が実施主体となる風しんの予防接種は、妊娠を希望する女性、妊娠中の女性の配偶者や同居家族等を対象に、抗体保有率が低い場合は、公費で予防接種を受けることができる。また、市が実施主体となる麻しんの予防接種は、児童福祉施設である保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所に勤務する職員を対象に、公費で予防接種を受けることができるという事業である旨の答弁がなされたところであります。

次に、6款1項8目水路整備事業の工事請負費に関し、市民からの要望とその対応状況についてただしましたところ、平成14年度から総計563件の要望があっており、40.3%に当たる227件が完了している。全ての要望について現地調査を行い、緊急性、危険性を判断し、優先度の高い場所から整備を行っている。市の単独事業とあわせて、県の補助事業である農村環境整備事業と集落基盤再編事業を積極的に活用して、水路整備を進めていきたい旨の答弁がなされたところでございます。

次に、7款1項3目木工業振興費に関し、昨年行われたクラフトマンズデイのPR不足をただしたところ、市報やホームページ等で周知したが、なかなか浸透しなかった。来年度は、

大川インテリア振興センターの事業で、オープンファクトリーという形で行いたいと思うが、実行委員会の中で、PRの仕方を協議していきたい旨の答弁がなされました。

次に、7款1項5目商店街振興費の商店街リノベーション支援事業助成金の補助率についてただしましたところ、経費の2分の1、上限1,000千円を補助する旨の答弁がなされました。

これに対し、委員からは、商店街に人が集まらないと予算が生かされないが、商店街への人の流れをどのようにつくっていくのかただしましたところ、商店街や大学、観光協会と協議をし、商店街の空き地や駐車場を使って、大学生も参画できるような事業を検討しており、商店街に大学生が来て、市民も大学に行ってもらえるような交流の場をつくっていききたい旨の答弁がなされました。

次に、7款1項7目シティセールス事業費が昨年度より削減されている理由についてただしましたところ、連携協定を結んでいる八芳園に依頼しているイベント業務を、全国の参加自治体と一緒に行うことで費用を削減することができた旨の答弁がなされました。

次に、8款2項2目道路維持費の道路維持工事費及び狹隘道路事業工事費の内容についてただしましたところ、道路維持工事費は、基本的には道路の局部改良、側溝の設置、舗装の補修等であり、市内全域を対象に地元からの要望等を踏まえ、調査をしながら進めている。狹隘道路事業は、平成26年に各校区からいただいた要望を踏まえて実施しており、平成31年度の工事予定としては、要望地区である酒見地区と新田地区の2路線、通学路の安全対策等として荻島地区と小保地区の2路線を計画している旨の答弁がなされました。

次に、8款2項3目道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業の市道郷原一木線について、来年度はどこまでを目標に進めていくのかただしましたところ、来年度の予算については平成32年度の完成に向けて重点配分しており、今年度の事業進捗率は79%、来年度は94%を見込んでおり、来年度には用地買収を完了したいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、9款1項3目消防庁舎耐震補強ほか改修工事の内容についてただしましたところ、工事の内訳として耐震補強工事、外壁改修工事、中性化対策工事、屋上防水工事等となっている旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、耐震補強工事の内容についてただしましたところ、耐震診断の結果、消防庁舎1階北側の半分の窓を埋める工事を行うことで耐震補強を行う旨の答弁がなされま

した。

次に、10款3項1目学校管理費の統合中学校木製机・椅子ほか備品購入費に関し、購入予定数や購入方法についてただしましたところ、机・椅子は900セットを購入する予定であり、平成29年の九州北部豪雨で被災された地域を支援するため、昨年2月に、本市と朝倉市及び東峰村は木材調達等に関する連携協定を締結しているの、これに基づき、被災された地域からの材料を使った机、椅子を購入する旨の答弁がなされました。

次に、歳入に関して申し上げます。

1款1項1目個人市民税及び2目法人市民税に関し、前年度より増収を見込んでいるが、上昇率とその根拠についてただしましたところ、個人市民税は、最近の課税の実績や平成30年度の決算の見込み等を踏まえ、均等割については横ばい、所得割は微増で、個人市民税全体としても、3.2%程度の増収を見込んでいる。法人市民税は、今年度の課税状況を基礎としつつ、企業の閉鎖等の状況等を勘案すると、均等割は2.4%程度減少すると見込み、法人税割は、最近の課税の実績や平成30年度の決算の見込み等を踏まえ、6.7%の増収を見込み、法人市民税全体としても、3.2%程度の増収を見込んでいる旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、所得の伸びについて分析を行っているのかただしましたところ、今後、分析をしていきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。大変失礼をいたしました。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第9号 平成31年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日お手元に配付のとおり、本市議会議員永島守君外3名から、議案第19号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第20号 大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例を廃止する条例の制定についての議案2件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第19号並びに議案第20号の2件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、さきの議員協議会において協議をいただいておりますので、その内容は明らかでありますので、提案理由の説明を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題としております議案第19号並びに議案第20号について質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第19号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきまして、各委員長から、お手元に配付しております調査事項について、平成31年4月29日まで、各委員会に付託されたい旨の申し出がっております。

よって、各委員長から申し出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、別紙調査付託事項について、各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1 番馬淵清博君、2 番古賀寿典君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る4日開会以来、連日熱心に御審議を賜り、本日、滞りなく議事を終了することができましたことを、衷心より厚く御礼を申し上げます。

顧みますと、私どもは、4年前、市民の厳正な審判をもって、市議会議員の職をいただき、大川市の発展と市民の福祉向上を願い、それぞれの立場で全力を注いでまいりました。

私は、一昨年6月定例会において、議長の職をいただき、岡秀昭副議長とともに、議員各位の御協力を得ながら、議会の円滑な運営に全力を尽くし、ここに任期最後の定例会を無事終了することができました。

これもひとえに、皆様の温かい御理解と御協力のおかげであると、深く感謝申し上げます。

特に、長年の懸案の一つでありました議会基本条例を昨年6月議会において制定することができました。

このことを契機として、本市議会は、今後も市民の皆様にわかりやすい議会の形成に向けて、不断の努力を積み重ねていくことが必要であり、市政の活性化にもつながるものと確信しております。

なお、議員各位には、今期限りで御勇退される方もいらっしゃいますが、健康に御留意いただき、立場は変わりましたが、同じ大川市民の一人として、大川市の将来へ向けて、今後とも御指導、御助言を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

あわせて、再度出馬をされる各位におかれましては、定数も2人減りまして、厳しい選挙戦となりますが、皆さんそろって、この議場で新たな御代に新たな気持ちでお会いできますよう、格段の御奮闘を御祈念申し上げます。

最後になりましたが、倉重市長を初め、執行部当局におかれましては、新年度の予算を初め、成立いたしました各議案について、適切な運用を持って実行され、市政のますますの発展と住民福祉の向上のため、一層御尽力いただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。

なお、ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案につきまして慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに対しまして深く御礼を申し上げます。

特に、平成31年度予算におきましては、厳しい財政状況ではございますけれども、限られた財源の中で、市民の皆様が未来に希望の持てる大川を実現できますように、まちづくりに鋭意努力してまいる所存でございます。

審議の過程で議員の皆様からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

そして、先ほど川野議長の御発言のとおり、議員の皆様におかれましては、来月29日が任期ということございまして、この定例会が任期中最後ということでございます。この任期中の議員皆様の御尽力、市政に対する御協力に対しまして、改めて厚く御礼を申し上げますとともに、御勇退される方につきましては、多年にわたる御尽力、本当にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

川野議長初め、議員の皆様方、今後ともどもの御健勝と御多幸をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

これにて平成31年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 馬 淵 清 博

大川市議会議員 古 賀 寿 典